

道路交通法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）            第三十三条の二の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 そう鬱病（<u>そう病及び鬱病</u>を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第百七十七条の二第一号、第三号又は第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（指定自動車教習所の指定の基準）            第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）            第三十三条の二の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 そううつ病（<u>そう病及びうつ病</u>を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第百七十七条の二第一号又は第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（指定自動車教習所の指定の基準）            第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p>

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第一百七十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで若しくは第十二号の罪、法第一百八十一条第四号若しくは第五号の罪、法第一百九条第一項第十一号の罪又は法第一百九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七十七条、法第一百七十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、法第一百七十七条の二の二第一号、第三号、第七号若しくは第十一号、法第一百七十七条の三、法第一百七十七条の四第一号の二若しくは法第一百八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第一百八条第一項第一号に係る違反行為に

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第一百七十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第一百七十七条の二の二第八号から第十一号までの罪、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第一百九条第一項第十一号の罪又は法第一百九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七十七条、法第一百七十七条の二第一号若しくは第三号、法第一百七十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、法第一百七十七条の三若しくは法第一百八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第一百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速

あつては法第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第十八條第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八條第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五條の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(危険行為)

第四十一條の三 法第八條の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一 一 四 (略)

十五 法第一百七條の二第六号又は法第一百七條の二の二第十一号の罪に当たる行為

別表第二（第二十六條の七、第三十三條の二、第三十三條の二の三、第三十六條、第三十七條の三、第三十七條の八関係）

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類

点数

度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第十八條第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八條第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五條の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(危険行為)

第四十一條の三 法第八條の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一 一 四 (略)

(新設)

別表第二（第二十六條の七、第三十三條の二、第三十三條の二の三、第三十六條、第三十七條の三、第三十七條の八関係）

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類

点数

無免許運転、酒気帯び運転（○・二五以上）、過労運転等、妨害運転（交通の危険のおそれ）又は共同危険行為等禁止違反  
二十五点

（略）

二 特定違反行為に付する基礎点数

特定違反行為の種別	点数
（略）	（略）
酒酔い運転、麻薬等運転、妨害運転（著しい交通の危険）又は救護義務違反	三十五点

三 （略）

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 （略）

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ)・(ロ) （略）

3 二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（

無免許運転、酒気帯び運転（○・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反  
二十五点

（略）

二 特定違反行為に付する基礎点数

特定違反行為の種別	点数
（略）	（略）
酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反	三十五点

三 （略）

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 （略）

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の118から127までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ)・(ロ) （略）

3 二の118から127までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（

130|に規定する行為を除く。)をいう。

4| 「妨害運転(交通の危険のおそれ)」とは、法第一百七十七条の二の二第十一号の罪に当たる行為をいう。

5| (略)

6| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(五十以上)等」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態(2に規定する状態を除く。)で運転している場合における11から13までに規定する行為をいう。

7| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等」とは、6に規定する状態で運転している場合における14から18までに規定する行為をいう。

8| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、6に規定する状態で運転している場合における19又は21から23までに規定する行為をいう。

9| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、6に規定する状態で運転している場合における25から47まで、49から64まで又は66から118までに規定する行為をいう。

10| 「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち6に規定する状態で運転する行為(6から9までに規定する行為を除く。)をいう。

11| (略)

22| 「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの(15に規定する行為を除く。)をいう。

129|に規定する行為を除く。)をいう。

(新設)

4| (略)

5| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(五十以上)等」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態(2に規定する状態を除く。)で運転している場合における10から12までに規定する行為をいう。

6| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における13から17までに規定する行為をいう。

7| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における18又は20から22までに規定する行為をいう。

8| 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合における24から46まで、48から63まで又は65から117までに規定する行為をいう。

9| 「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち5に規定する状態で運転する行為(5から8までに規定する行為を除く。)をいう。

10| (略)

21| 「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの(14に規定する行為を除く。)をいう。

23| 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（16|に規定する場合を除く。）をいう。

24| 46| （略）

47| 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、20|に規定する行為以外のものをいう。

48| 49| （略）

50| 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（21|に規定する行為を除く。）をいう。

51| 74| （略）

75| 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（35|に規定する行為を除く。）をいう。

76| 85| （略）

86| 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の第三項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、48|に規定する行為以外のものをいう。

22| 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（15|に規定する場合を除く。）をいう。

23| 45| （略）

46| 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、19|に規定する行為以外のものをいう。

47| 48| （略）

49| 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（20|に規定する行為を除く。）をいう。

50| 73| （略）

74| 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（34|に規定する行為を除く。）をいう。

75| 84| （略）

85| 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の第三項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、47|に規定する行為以外のものをいう。

87) 94) (略)

95) 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（49)に規定する行為を除く。）をいう。

96) 100) (略)

101) 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（51)に規定する行為を除く。）をいう。

102) 120) (略)

121) 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。123)及び125)において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

122) 126) (略)

127) 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、121)、123)及び125)に規定する行為以

86) 93) (略)

94) 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（48)に規定する行為を除く。）をいう。

95) 99) (略)

100) 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（50)に規定する行為を除く。）をいう。

101) 119) (略)

120) 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。122)及び124)において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

121) 125) (略)

126) 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるものうち、120)、122)及び124)に規定する行為以

外のものを用いる。

128|  
130| (略)

131| 「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百十七條の二第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）を用いる。

132| (略)

別表第六（第四十五条関係）

(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の20に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものを用いる。

8 (略)

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の48に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものを用いる。

10・11 (略)

12 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等

外のものを用いる。

127|  
129| (略)

(新設)

130| (略)

別表第六（第四十五条関係）

(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものを用いる。

8 (略)

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものを用いる。

10・11 (略)

12 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等

以外) )」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外) )」とは、別表第二の備考の二の86に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15 ~ 22 (略)

三 (略)

以外) )」とは、別表第二の備考の二の46に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外) )」とは、別表第二の備考の二の85に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15 ~ 22 (略)

三 (略)